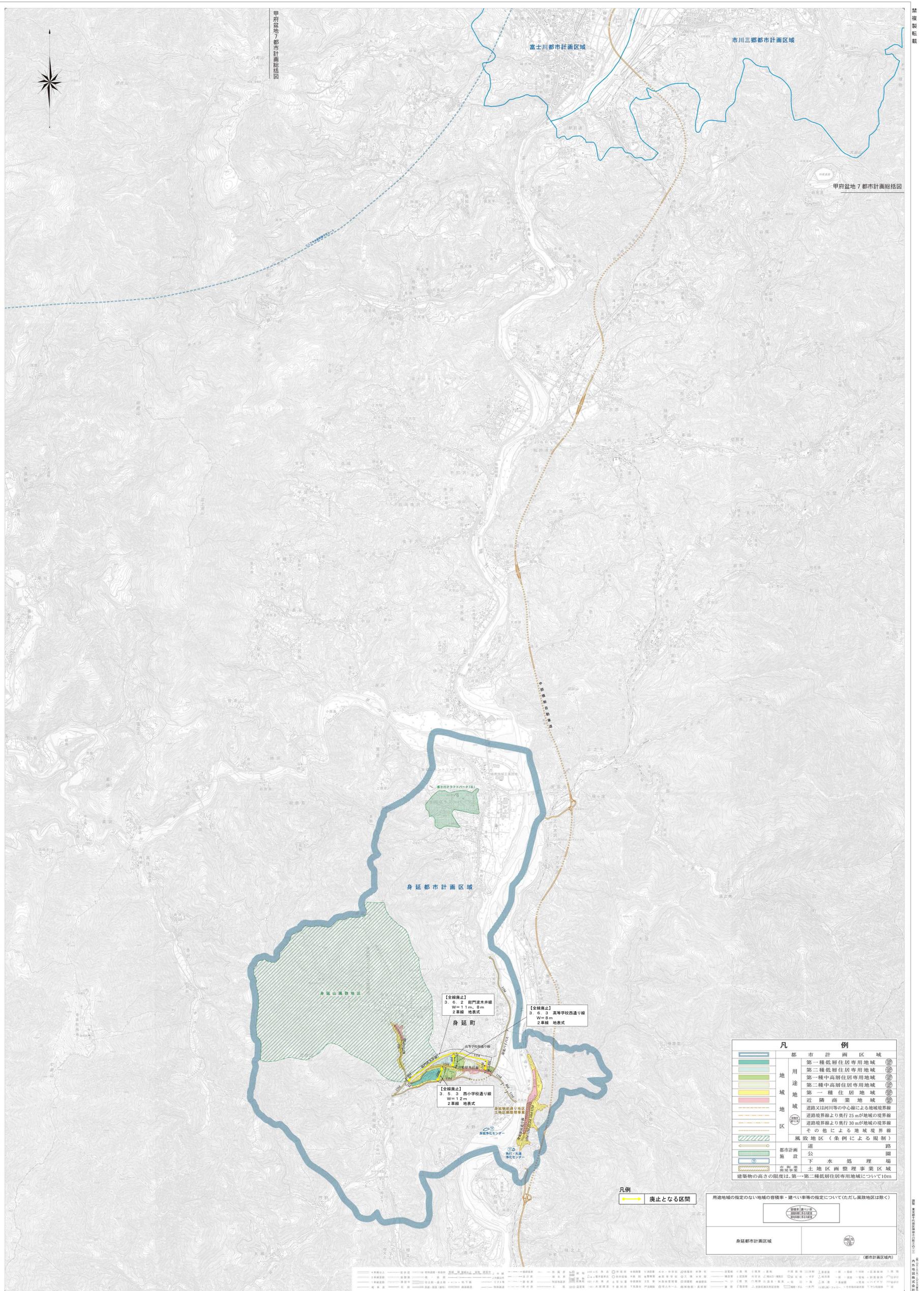


# 身延都市計画道路 都市計画総括図（新旧対照図）



凡例	
	都市計画区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	道路又は河川等の中心線による地域境界線
	道路境界線より奥行25mが地域の境界線
	道路境界線より奥行30mが地域の境界線
	その他による地域境界線
	風致地区（条例による規制）
	都市計画道路
	施設
	下水処理場
	市界線
	土地区画整理事業区域
	建築物の高さの制限は、第一種低層住居専用地域について10m
	廃止となる区間
	用途地域の指定のない地域の容積率・建ぺい率等の指定について（ただし風致地区は除く）
	身延都市計画区域
	（都市計画区域内）

山梨県

禁複製転載